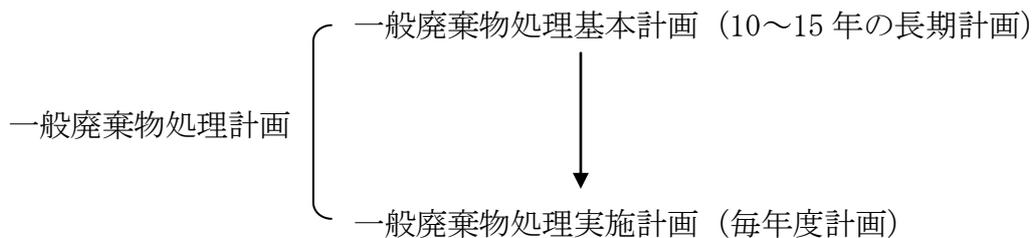


「令和 3 年度 多治見市一般廃棄物処理実施計画（案）」の概要について

- ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項により、市町村は「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないことになっている。



- ② 多治見市では、平成 28 年度に「第 3 次多治見市一般廃棄物処理（ごみ処理）基本計画」（以下「基本計画」という。）（計画期間：平成 29～令和 8 年度）を策定している。
- ③ 「基本計画」を実施するために、毎年度「一般廃棄物処理実施計画」を策定することになっている。
- ④ 今回の審議会では、「令和 3 年度 多治見市一般廃棄物処理実施計画（案）」を作成したので、その内容についてご確認いただきたい。

【内容】

- ① ごみの処理予定量は「基本計画」又は過去 3 年間の実績から算出している。
- ② し尿等の処理予定量は「多治見市生活排水処理基本計画」から算出している。
- ③ 令和 2 年度と令和 3 年度では、内容に大きな変更は無い。
- ④ 5 ページ<市が許可した収集運搬許可業者>
令和 2 年度は 10 社に許可が出ていたが、「中日本ロードメンテナンス東海(株)」が系列会社と合併したことで許可を取り消した。現在、本市では収集運搬の新規許可はしていないため、令和 3 年度は 1 社減となった。
- ⑤ 11 ページ（5）重点的に取り組むごみ減量施策
4 項目のうち、1 番目を令和 2 年度は「ごみ処理手数料の見直し」としていたが、令和 3 年度は「ごみ処理手数料の見直しと周知」とした。
あとの 3 項目は、令和 2 年度と同じである。